

令和6年10月 時津町農業委員会総会

日時 令和6年10月25日（金曜日）10時～11時

場所 時津町役場第2庁舎3階会議室

1. 開 会

2. 議 事

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出（受付番号第1－42号）

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出（受付番号第1－43号）

報告第3号 農地転用（農業用施設）届出（受付番号第1－40号）

報告第4号 行政処分の証明願（受付番号第1－41号）

報告第5号 農地転用届出にかかる変更申出書（受付番号第1－44号）

3. 出席委員

○農業委員（9名）

1 番 朝長 克二

2 番 吉川 博美

3 番 坂本 敬治

4 番 小畠 栄一

5 番 高橋 達男

6 番 溝上 勝也

7 番 池田 稔

8 番 欠席

9 番 渡辺 洋一

10 番 欠席

11 番 辻 文美

○農地利用最適化推進委員（3名）

1 番 岳田 稔人

2 番 溝上 直美

3 番 植田 秀之

4. 議事録署名人 1 番 朝長 克二 4 番 小畠 栄一

○議長 皆さんおはようございます。それでは総会に入ります。ただ今の出席委員は農業委員 9 名、推進委員 3 名であります。会議規則第 7 条の規定の定数に達しておりますので、これより令和 6 年 10 月農業委員会総会を開催いたします。日程第 1、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は、会議規則第 14 条の規定に基づき、1 番朝長委員、4 番小嶋委員を指名いたします。日程第 2、報告事項が 5 件あります。事務局は説明をお願いします。

○事務局 報告事項について説明いたします。まず、報告第 1 号ですが、1 ページをご覧ください。農地法第 3 条の規定による届出、相続による所有権の移転です。相続人は日並郷〇〇の〇〇さん、被相続人は子々川郷〇〇の〇〇さん、農地は子々川郷〇〇、地目は畑、地積は 294 m²です。権利を取得した日は令和 6 年 9 月 20 日、所有権移転登記申請を行った日です。権利を取得した事由は平成 23 年 6 月 10 日の相続です。農業委員会によるあっせん等の希望はありません。

次に、報告第 2 号ですが、4 ページをご覧ください。農地法第 3 条の規定による届出、相続による所有権の移転です。相続人は福岡市東区松田〇〇の〇〇さん、被相続人は子々川郷〇〇の〇〇さん、農地は子々川郷〇〇外 18 筆、地目は田と畑、地積合計は 11,286 m²です。権利を取得した日、権利を取得した事由は報告第 1 号と同じです。こちらも農業委員会によるあっせん等の希望はありません。

次に報告第 3 号ですが、8 ページをご覧ください。農地転用（農業用施設）届出書です。届出人は浜田郷〇〇の〇〇さん、農地は浜田郷〇〇外 3 筆、地目は田、地積合計は 602 m²、市街化調整区域内の第 2 種農地です。届出人は農舎を建設するため届出を行うものです。工期は令和 6 年 8 月 17 日から 10 月 31 日、農業用施設の面積は 151.27 m²です。9 ページは

届出書です。200㎡未満の農業用施設につきましては農地転用許可不要案件となっていますので届出の提出となっています。11ページは位置図です。農地は町道西時津小島田線沿いで〇〇の南側付近です。町道西時津小島田線の道路拡幅工事に伴い、以前の農舎を解体したため、新たに農舎を建設するものです。12ページは現況写真です。届出が遅れておりますが、現在、鉄骨が設置されています。14ページ以降は農舎の配置図、平面図、立面図です。

次に報告第4号ですが、19ページをご覧ください。農地法第4・5条の規定による許可処分の証明願いです。願出人は西時津郷〇〇の〇〇さん、農地は西時津郷〇〇、地目は畑、地積は679㎡、市街化調整区域内の第2種農地です。願出人は長崎振興局に提出するため証明願を提出しています。証明願を発送した日は令和6年9月17日、証明日は令和6年10月9日です。許可番号は長崎県指令農開第9181号（昭和44年5月26日付）です。20ページは証明願です。申請地は昭和44年5月26日付で農地法第5条の許可を受けております。当時、〇〇さんから〇〇さんに所有権移転し、宅地建設のため農地転用を行っております。その後、この土地は売買等で所有者が代わり、現在の土地の所有者が〇〇さんとなっており、長崎振興局に農地転用許可の証明の提出が必要となり、願出を行っております。申請地は〇〇に下る道の50mほど手前の左側付近で、現在、住宅が建っているところです。

次に報告第5号ですが、21ページをご覧ください。農地転用届にかかる変更申出書です。賃借人は長崎市大橋町〇〇の〇〇さん、賃貸人は長崎市三原〇〇の〇〇さん、農地は元村郷〇〇、地目は畑、地積は128㎡です。賃借人、賃貸人は時津川河川改修工事の工期延長のため申出を行うものです。変更前の一時転用期間は令和5年4月12日から令和7年1月6日、変更後

は令和7年10月31日までとし、10カ月ほど一時転用期間を延長するものです。22ページは申出書、23ページは令和5年4月12日付けの農地法第5条届出の受理通知です。24ページは現況写真です。左側の橋、国道206号線から〇〇方面に入るところの橋ですが、架替工事を行うため、その右側に仮設で緑色の橋を設置しています。申請農地は緑色の橋の下側の部分です。以上で報告事項の説明を終わります。

○議 長 本件に関し、ご質問、ご意見はありませんか。

○11番 報告第2号についてですが、農業委員会によるあっせん希望がないが、耕作の状態はどうなっているのか。

○事務局 〇〇付近の字〇〇の4筆は樹園地、字〇〇、字〇〇の5筆は遊休農地、その他は山林原野となっています。

○11番 面積が1haほどもあるので、管理できないと遊休化、山林化していくことが危惧されるのではないか。

○事務局 今後も農地の管理状況を見ながら、貸借や売買などについて農業委員会へあっせんの意向があるか、随時、確認していきたいと思います。

○4番 報告第4号について、外国人も土地を所有できるのか。

○事務局 〇〇さんは永住権を持っているため、土地を所有することができます。

○議 長 ほかに、ご質問、ご意見はありませんか。ないようでしたら以上をもちまして10月の農業委員会総会を閉会いたします。次回の総会は11月25日（月）10時から第2庁舎3階会議室で総会を開催します。